（別紙）

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案に対して寄せられた御意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	案に賛成。 農薬は、なるべく使わないこと。	我が国は温暖で湿潤な気象条件であり、農作物への病気や害虫が発生しやすいため、国内で農産物を安定して生産するためには、必要な範囲で農薬を使用できるようにしておくことが重要であると考えています。 また、農薬については、その使用に際して、消費者、農薬使用者及び環境生物の安全が確保されていることが最も重要です。 農林水産省は、農林水産省及び関係府省に設置される外部有識者で構成される審議会等における最新の科学的知見に基づく安全性評価等の審議の結果、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬に限り、農薬取締法に基づき登録しています。また、都道府県等と連携して農薬使用者に対して適正な使用を指導することで、農薬の安全を確保しています。
2	そもそも農薬を必要以上に使えるのがいけない	
3	突然、農林水産省消費・安全局農産安全管理課のパブリックコメント担当様に宛てて「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案についての意見を拝送することをお許しください。早速、すでに登録されている農薬とこれから登録される農薬も 実験用動物のマウス、猿、比較実験に協力する人とそうではない場合のそれぞれの過去の最長の平均寿命と比べて、健康を悪化したり、死傷したあらゆる農薬は登録、生産、販売、流通、使用、輸出入を禁止する代わりに支援してほしいので、財源の目標として今ある返済可能な予算の範囲と外国に迷惑をかけない範囲で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、１京８５１３兆円くらいまで原価２０円のタクシー代、紙オムツ代他ゆりかごから墓場まで本人の希望で何にでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月５０万円から１２００万円を選択的に人を含めた動物に悪影響があるもの、調べられていないものの代わりになるすべての農薬やものの開発費と流通費他としても支給したり、取りに来てもらえるようにしたりしてほしい。以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。	
4	1. 別紙の基本原則内、施設から試験施設へ表記を変更することで、事務所など本来試験をするために事業者が設置した施設でない場所での例数をカウントしないこととなり、栽培条件が整えられた正確で信頼性の高い試験を実施する上で重要であるため賛同する。 2. 圃場とほ場で表記が分かれているのは意図しているものか。	１．について、御意見ありがとうございます。なお、改正案中の「試験施設」とは、試験を実施するための適切な試験場所のことであり、改正前の「施設」と同じものを指しています。 ２．の御意見について、表記を「ほ場」に統一します。

5	農薬使用者への影響評価ガイダン中の(2)1（ウ）「予測式を用いた１日暴露量の推定」の表における「予測式分類」と「散布方法」は、これまで農薬使用者暴露量の推定における表１の「作物」及び「散布方法」と対になっていたが、今回追加された無人航空機散布は対になっておらず他のシナリオの表記と整合性に欠けているように思われる。 農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス中の(2)試験要求で考慮すべき事項の 1 に「ただし、成虫の単回接触毒性以外の試験が、既に 欧米で評価された場合は原則すべて要求する。」が追加された。ここにおける「すべて要求する」は、「6278 通知で要求している試験をすべて要求する」という意味（例えば、欧米で単回経口のみ評価された場合であっても、他の試験についても要求する。）に読める。この部分の記載については、「ただし、既に欧米で評価された単回接触毒性、単回経口毒性、反復経口毒性、幼虫毒性の試験は原則すべての提出を要求する。」といった記載の方が適切ではないか。	御意見を踏まえ、改正後欄における農薬使用者への影響評価ガイダンス（別紙１）の４（２）①（ウ）の表中「予測式分類」が「無人航空機」の欄に対応する「散布方法」を現行の案の「散布」から「無人航空機散布」に修正します。 また、御指摘の主旨を踏まえ、農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス（別紙２）の２．の 2-2(2) ①中の御指摘の記載部分について、本ただし書で言及している要求対象が成虫の単回接触毒性試験以外の試験である成虫の単回経口毒性、反復経口毒性及び幼虫経口毒性の試験であることが明確になるよう、別紙のとおり本ただし書の一文を技術的に修正のうえ、追記する箇所を変更します。
6	別紙　適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効試験及び適用農作物に対する薬害試験の試験数について １．基本原則　全般 ・「６か所以上の試験施設において実施するものとする。」とあるが、１つの試験施設が県をまたぐ離れた複数の圃場で試験を実施することなどがあるため、”試験施設”ではなく”圃場”などとしてはいかがでしょうか。 １．基本原則（2） 「ただし、１（まる１）の場合は薬害試験を省略することができる」とあるが、７（まる７）も薬害試験を省略することができるのではないでしょうか。 １．基本原則（4） 「代表的な適用農作物（適用農作物が作物群である場合には、当該作物群に含まれる作物とする。）」は次のようにした方が適切ではないでしょうか。 「適用農作物（適用農作物が作物群である場合には、当該作物群に含まれる代表的な作物とする。） １．基本原則（4） 「代表的な適用農作物（・・・）及び適用対象農薬（・・・）の組合せごとに、２か所以上の試験施設において実施するものとする。」とあり、個別農薬との組	御意見のあった、適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効試験及び適用農作物に対する薬害試験の試験数について（別紙）の１．基本原則中の「試験施設」については、倉庫等のほ場ではないものも含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。 また、同基本原則の（２）について、⑦のような作物のない状態で使用される農薬であっても、その使用後に、は種又は定植する作物に薬害を生じるような農薬があるため、当該規定のただし書において、⑦を薬害試験の省略対象として含めることはできません。 同基本原則の（４）について、「代表的な適用 農作物」は、適用農作物における代表的な農作物ではなく、適用農作物及び適用対象農薬の代表的な組合せを指していますので、このことが明確になるよう別紙のとおり修正します。 また、御指摘のあった適用農作物及び適用対象農薬の組合せに関する考え方の詳細については、今後、「農薬（製剤）の薬効及び薬害の試験方法等に関する審査ガイダンス」（令和４年３月 22 日付け３消安第 6700 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）を改正し、明確にする予定です。

	み合わせの場合はその通りであるが、農薬群との組み合わせの場合は、農薬との組み合わせごとに１か所以上でよいのではないでしょうか。 現行での運用は以下のように理解しています。 「適用対象農薬が個別農薬である場合は、適用農作物および適用対象農薬の組合せごとに、２か所以上で試験を実施するものとする。 一方、適用対象農薬が農薬群である場合は、適用農作物および当該農薬群に含まれる代表的な２種以上の農薬について、組合せごとに１か所以上で試験を実施するものとする。 なお、適用農作物が作物群である場合には、当該作物群に含まれる代表的な２種以上の作物について試験を実施するものとする。」	